

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

福井厚生年金 事案 101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から30年4月1日まで
平成19年7月25日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているとの回答を受けた。

脱退手当金の支給については、65歳になった平成9年の年金相談時に初めて知ったが、私は、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を受け取った事実が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和31年9月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和30年4月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福井国民年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月まで

私は、知人が国民年金制度発足時に国民年金に加入したこと及び市職員 A から国民年金への加入を勧められたことから、昭和 36 年 1 月から同年 4 月までの間に、市職員 A に依頼して国民年金の加入手続をした。

私は、当時の領収書等を保管していないが、毎月 300 円の保険料を、その時々により市役所の出張所及び近所に住む市職員 A 宅に持参して支払っていた記憶がある。

私が 64 歳のときに年金受給額を調べたところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月までの期間は国民年金に加入していないと初めて知ったが、それは私の記憶とは異なるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 1 月から同年 4 月ごろまでの期間に国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 12 月 19 日に払い出されており、資格取得日は同年 12 月 9 日で、被保険者種別は任意加入であることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間である。

また、昭和 36 年 3 月から 37 年 8 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができない上、同じ B 市内で二重に国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
平成 19 年 7 月 10 日に社会保険事務所で記録を確認したところ、昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給されている旨の回答があった。

申立期間当時、私は、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことが無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険記号番号索引簿に記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 12 月の前後（昭和 36 年 7 月から 39 年 6 月までの期間）に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 6 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から21年8月まで
② 昭和21年9月から22年11月まで
③ 昭和23年1月から同年11月まで
④ 昭和23年12月から24年4月11日まで

昭和63年7月に社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、申立期間①から④までの期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、当該申立期間についてA株式会社及びB株式会社（現：C株式会社）の各建設作業所で現場監督として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人がA株式会社及びB株式会社における勤務場所及び工事規模等について詳細に記憶していることなどから、当該事業所に勤務していたものと推認することができる。一方、申立期間③及び④については、昭和23年6月当時、申立人が勤務していた当該事業所のD所長が本社総務部長に発出した職員昇格の内申書類により勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①、②、③及び④に係る当該事業所を承継した事業主は、「昭和22年からの人事に関する書類は現存しているが、当時の厚生年金保険の適用及び保険料の関係書類を全く残していないため、申立人の給与から保険料を控除したかは不明である。」と回答しているなど、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立期間③当時、当該所長が同社総務部長あてに昭和 23 年 6 月 15 日付けで発出した「職員昇格内申」をみると、申立人を含め 5 名の従業員が現雇の資格である旨記載されている。当該 5 名の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該内申後の 1 か月から 2 年 3 か月後に厚生年金保険の資格取得していることが確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、現雇として採用した従業員については、直ちに厚生年金保険の加入手続を行わずに、社員への発令後に順次厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認され、申立人についても、当該内申の 10 か月後の 24 年 4 月 12 日に資格取得の手続が行われたものと考えられる。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。